

新型コロナの感染急拡大の場合の対応—濃厚接触者への対応等（1/28 改正）

厚生労働省は、オミクロン株の流行に応じた対応として、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」〈令和4年1月5日（令和4年1月28日一部改正）〉を発出しました。主な内容は以下の通りです。

●**濃厚接触者の待機期間について、原則、7日間で8日目に解除。歯科医療機関従事者は、各自治体の判断により無症状で、4日目、5日目の2日にわたる検査を組み合わせることで、5日目に解除できます。ただし、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等を行ってください。待機の解除に当たっては、以下の通り検査等をお願いします。**

- (1) 濃厚接触者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。
- (2) 無症状で**抗原定性検査キット**により検査を行い陰性の場合には待機を解除する。
- (3) 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、**4日目および5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能。**キットは薬事承認されたものを必ず用い、「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」に記載されている対応を行って、事業者が医薬品卸販売業者から入手する際は、確認書を同卸販売業者に提出すること。
- (4) 事業者は検査結果を必ず確認すること。陽性が確認された場合には、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要。
- (5) 待機解除後に業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

※詳細は、日歯HP「[歯科医師のみなさま](#)」→[新型コロナウイルス感染症について](#)→[医療施設等の体制・対応](#)→[医療施設等の対応・留意点](#)→「[新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について](#)」〈1/31〉参照。

各種通知等は、日歯 HP 内の「[新型コロナウイルス感染症について](#)」（[歯科医師のみなさまへ](#)）およびメンバーズルーム（<https://www.jda.or.jp/member/>）に掲載しています。



歯科医師向け



メンバーズルーム

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 小山茂幸
本ニュースレターに関する問い合わせは、
03-3262-9322（広報課）にご連絡ください